

# 鳥取県障がい者プラン

## ～共に生きる社会の構築を目指して～

平成27年3月

(平成30年3月改定)

(令和3年3月改定)



## はじめに

鳥取県では、平成 21 年に「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとするあいサポート運動を全国に先駆けて展開してきました。多様な障がいの特性の理解を進め、障がいがある人とない人が共に生きる社会を築くこの運動は、本県から島根、広島、長野、奈良、埼玉、韓国の江原道と、全国・海外へと広がっています。

平成 25 年には、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受けて、全国で初めて鳥取県手話言語条例を制定しました。この条例に基づき、タブレット型端末を活用した遠隔手話通訳サービス、地域・職場での手話講座の推進、手話学習教材を全生徒に配布し学びの輪を広げるなど、手話の輪が県内に広まっています。平成 26 年 11 月には全国高校生手話パフォーマンス甲子園を開催し、秋篠宮紀子妃殿下、佳子内親王殿下の御臨席を賜り、高校生がひたむきに手話で思いを伝えようと青春を燃やし尽くす熱演に、会場は一つになりました。“手話の聖地”鳥取県で開催する手話やパフォーマンスの祭典は、今年も 10 月に第 8 回を数えて開催します。

また、平成 26 年に「あいサポート・アートとっとりフェスタ（第 14 回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会）」を 4 ヶ月にわたって開催しました。秋篠宮紀子妃殿下、佳子内親王殿下が御臨席され、97 のイベントを実施し、3 千人近くの出演者・ボランティア等に支えられ、国内外から 4 万 3 千人の来場者でにぎわい、障がい者が暮らしやすい社会づくりへ新たな飛躍を遂げることができました。その後、平成 30 年には「あいサポート・アートセンターを設置し、昨年は日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバル in 中国四国を開催しました。また、スポーツの分野でも、令和 2 年にはユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」のオープンなど、活動場所の確保や指導者確保についても前進しました。

さらに、本県では工賃 3 倍計画を策定し、スイーツを始めとする品質の高い商品開発支援等や、企業等からの大量発注を複数の事業所で連携して受注するための共同受注体制の充実や農福連携体制の推進など、様々な施策を展開しており、こうした本県独自の取組、先進的な取組は全国から注目を集めております。

本県では、平成 26 年度に「鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～」を策定し、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現」を目標に、各種施策に取り組んでまいりましたが、この間、障がい者を取り巻く国内外の環境は大きく変化しています。

平成 26 年 1 月、我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。その実現のため、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」の制定など、多くの国内法の整備を進めました。

また、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」は、身体・知的・精神の 3 障がいを一元化し、在宅サービスの充実や就労支援の強化を図るなど、障がい者施策の方向性を大きく転換するものでした。その後、改正を重ねながら、平成 25 年には「障害者総合支援法」になり、障がい者の範囲に難病患者等が加わるなど見直しが行われています。

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年に施行され、国において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が令和 2 年に策定されたことをうけ、今年 3 月に、全国で初めて「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定しました。

県では、こうした国内外の環境の変化や、これまでの施策の現状と課題等を踏まえ、この度、「鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～」を改訂しました。

このプランでは、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「共に生きる社会の構築」を基本理念とし、障がいのある人の社会参加の促進、障がいのある人が能力や適性を生かせる環境の整備、障害福祉サービスの充実、安全で安心して住みやすいまちづくりなどに視点をおき、施策の推進に取り組むこととしています。特に、情報アクセス・コミュニケーション支援、障がい者の文化・芸術活動、スポーツの充実、生活環境等のバリアフリー化、あいサポート運動の推進に力を入れており、この度、自然災害・感染症等への備え、情報アクセスビリティの向上など、現在進めている取組をさらに力強く前進させるため改定しております。

なお、プラン改定に当たっては、鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会の委員の皆様方をはじめ、障がいのある人や家族を対象としたアンケート調査、障がい者団体等との意見交換及びパブリックコメント等を通じ、広く多くの県民の皆様から貴重な御意見、御指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

鳥取県知事 平井伸治

## 【目次】

I	鳥取県障がい者プランについて	
1.	あいサポート条例に基づく「共に生きる社会」を目指して	1
2.	プランの性格・位置づけ	2
3.	プランの期間	4
4.	障がい保健福祉圏域	5
5.	プランの推進	5
6.	これまでの障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等の進捗状況	7
II	鳥取県の現状と今後の見通し	
1.	障がい者数等の推移	11
2.	障害福祉サービスの利用状況	22
3.	障がい者数等の今後の見通し（平成26年度試算による）	25
III	障がい者を取り巻く環境の変化	
1.	障害者基本法の改正	33
2.	障害者総合支援法の施行	34
3.	児童福祉法の改正	39
4.	障害者虐待防止法の施行	40
5.	障害者雇用促進法の改正	41
6.	障害者優先調達推進法の施行	42
7.	障害者差別解消法の施行	43
8.	障害者権利条約の批准	44
9.	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	45
10.	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	46
IV	鳥取県の課題	47
V	プランの基本的な考え方	
1.	基本理念	49
2.	基本目標	50
3.	各分野に共通する横断的視点	51
VI	分野別施策の基本的方向	
1.	生活支援	52
2.	保健・医療	57
3.	安全・安心	61
4.	情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実	63
5.	生活環境	65
6.	雇用・就業等	67
7.	教育、文化・芸術活動、スポーツ	70
8.	差別の解消及び権利擁護の推進	72
9.	あいサポート運動の推進等	74

VII	計画の数値目標・見込み量等	
1	障害福祉サービス等の目標・見込量	76
2	成果目標	76
3	サービス見込量等	80
4	その他の数値目標	94
	(参考) 第5期鳥取県障害福祉計画及び第1期鳥取県障害児計画に規定した施策の評価・実績	99
	(資料1) 鳥取県障害者計画(H21～H25)の目標及び実績	117
	(資料2) 第4期鳥取県障害福祉計画に規定した施策の評価・実績	121
	(資料3) 平成26年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果について	134
	(資料4) 平成29年度鳥取県障がい児の保護者のニーズ調査の結果について	142